

役員及び評議員の報酬等の支給基準

制定日 2020年 3月 27日

最終改定日 2025年 5月 29日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人明倫学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第58条第1項の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 役員とは、理事及び監事をいう。
- 役員等の報酬等とは、役員等としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、給与規程（職員）に基づき教職員に対して支給するものを含まない。
- 費用とは、役員等としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(役員報酬)

第3条 役員（理事長を除く）に対しては、勤務形態にかかわらず、別表第1に定める額の範囲内で、理事会において決定した額の報酬を支給する。

(理事長の報酬等)

第4条 理事長に対しては、報酬及び退職慰労金を別表第2に定める額の範囲内で、理事会において決定した額の報酬及び退職慰労金を支給する。

2 教職員と兼務する理事長に対しては、前項で規定する額の2分の1の範囲内で、理事会において決定した額の報酬を支給し、退職慰労金は支給しない。

(評議員の報酬等)

第5条 評議員に対する報酬は支給しない。

2 評議員には、評議員会等会議出席1回（書面による出席を除く。）につき、理事会において決定した額の会議出席手当を支給する。但し、寄附行為第32条第1項第1号により選任された評議員には支給しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員に対する報酬等は、次の各号による報酬等の区分に応じて定められた期日に支給する。ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日に支給する。

- 報酬 毎月28日
 - 退職慰労金 退任翌月末日
- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等には、理事会において定めた基準に基づき、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50円以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、私立学校法に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

- この規程は、2020年4月1日より施行する。
- この規程の施行をもって、給与規程（役員）（平成9年4月1日制定）及び退職金規定（役員）（平成9年4月1日制定）を廃止する。

附則

この規程は、2025年6月1日より施行する。

別表第1（役員報酬月額）

理事	上限 60,000円
監事	上限 60,000円

別表第2（理事長の報酬等）

報酬月額	上限 300,000円
退職慰労金	任期1期につき 600,000円